

こ保運第3491号  
令和2年12月4日

各保育・教育施設設置者様  
施設長・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る 対応の徹底について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

11月に入り、全国的にも新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、市内の保育・教育施設においても園児・職員の感染が確認されるケースも増えています。

本市では、保育・教育施設（※1）において、園児や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、臨時休園の対応を行っており、休園期間は平均約10日（※2）となっています。

休園となった場合、園は保護者の皆様への御連絡や保健所の調査への対応などをお願いすることとなりますが、保護者の皆様におかれましても、休園期間中は、感染拡大防止のため、原則として園児は御家庭での保育をお願いする（※3）こととなり、児童の生活や保護者の就労等へ影響が生じる場合もあります。

保育・教育施設の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の防止のため、園内での衛生環境を整えたり、御自身の健康管理の徹底をしていただいたりしていると思いますが、現状を受けて、「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」等も参考にしながら、再度取組の徹底をしていただくよう、御協力をお願いいたします。

また、「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について（その2）」（令和2年10月2日付 こ保運第2689号）でお知らせした、児童や職員がPCR検査等を受診する場合等、区への報告をいただく場合について、基準に沿った運用がなされなかった事案がありました。改めて、園児・職員がPCR検査を受ける場合等区への報告基準をご確認いただき、該当する場合は、日曜・祝日についても区こども家庭支援課へ御連絡くださいますよう、併せてお願いいたします。

加えて、保護者の皆様にも、改めて感染拡大防止に御協力いただくため、登園の際の健康管理等について、市からのお願い文を作成しましたので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、園から掲示・配布等による周知をお願いいたします。

※1 認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室

※2 令和2年6月～10月に休園した保育所等の平均休園日数（日・祝日を除く）

※3 園内で濃厚接触者となった人のPCR検査結果等により園内でのこれ以上の感染拡大の恐れがないと認められた場合は、休園自体は継続したうえで、濃厚接触者ではない園児のうち特に保育が必要な園児への保育の提供を行っていただいています。

### 1 体調確認の項目

次の症状がある場合には、出勤を行わないよう徹底してください。

#### <体調確認の項目>

- 発熱や呼吸器症状（咳やくしゃみ、鼻水）など風邪の症状がある
- 強いだるさ（倦怠感）がある
- 息苦しさ（呼吸困難）がある
- 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し咳などの呼吸器症状が改善傾向にない

また、次のいずれかに該当する場合は、速やかに「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」（電話 045-550-5530）に相談してください。

＜相談の目安＞

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。強い症状と思う場合はすぐに相談、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）

## 2 体調確認の方法

別紙「職員用健康チェックカード」を活用し、出勤時に2人1組となって検温等を行ってください。

なお、健康チェックに該当する場合には、速やかに退勤してください。

体調確認の結果、安全に保育ができる体制が整わない場合（職員が1人も対応できない場合など）には開所時間を遅らせ、入り口に状況を説明する張り紙をし、保育が可能になる時間をお示しするなどの対応をしてください。

＜チェック項目＞

- |              |                 |    |
|--------------|-----------------|----|
| ○出勤後の手洗い・うがい | ○出勤時の体温         |    |
| ○呼吸器症状       | ○倦怠感・頭痛・味覚や嗅覚異常 | など |

## 3 衛生管理について

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）をできるだけ避ける
- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと  
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

## 4 児童・職員等の感染確認等に係る区への報告

以下の場合、日曜・祝日を含め、速やかに区に報告をお願いします。

### (1) 職員の場合

- ①新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合  
※無症状の職員が自主的に（保険適用外で）受診した場合を除く
- ②保健所から濃厚接触者に特定された場合（同居家族が陽性になった場合など）
- ③検査の結果、陽性となった場合

### (2) 児童の場合

- ①新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合
- ②保健所から濃厚接触者に特定された場合（保護者が陽性になった場合など）
- ③検査の結果、陽性となった場合

### (3) 児童や職員の同居家族（保護者等）

- ①検査の結果、陽性となった場合

## 5 園児の体調確認

基本的には職員と同じ内容を確認してください。

ただし、発熱の判断をする際には平熱に個人差があることから、個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談してください。

また、呼吸器症状がある場合でも、感染性のものではないと医師が判断した場合は登園を避ける対象ではありませんが、心配がある場合には主治医や嘱託医と相談してください。

## 6 その他

- ・委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱がある場合には立ち入りをお断りください。
- ・保護者に対しても、別紙の保護者向け通知「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応のご協力について」の徹底をお願いしてください。

<担当連絡先>

【区への報告について】 保育・教育運営課：671-3564

【感染症対策について】 保育・教育人材課：671-2397



保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る 対応のご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

11月に入り、新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、市内の保育・教育施設においても園児・職員の感染が確認されるケースも増えていきます。

本市では、保育・教育施設において、園児や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、臨時休園の対応を行っており、休園期間は平均約10日となっています。休園期間中は、感染拡大防止のため、原則として園児はご家庭での保育をお願いすることとなります。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における新しい生活様式の実践によるご協力をお願いいたします。

### 1 体調の確認

お子様が次の基準に該当する場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。

#### <園児が登園を避ける基準>

- 発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養し、登園しないことを徹底。（発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意。）
- 解熱後24時間を経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控える。
- 呼吸器症状等が感染性のものとないと医師が判断し、登園が可能とされた場合はその判断に従って対応。

### 2 送迎時の注意事項

保護者が送迎をされる際には、次の項目を徹底するようにしてください。

#### <送迎時の注意事項>

- 保護者自身の健康状態の確認、送迎時のマスクの着用。  
（特に職員や他の保護者との会話の際には、必ずマスクの着用を徹底すること。）
- 施設内に入る場合には、手指の消毒の徹底。
- 登降園時の敷地内での保護者同士の会話等を必要最低限にとどめる。
- 保護者が<園児が登園を避ける基準>に該当する場合は、送迎を行わないことを徹底。

### 3 衛生管理

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話が発生をする密接場面」）を避ける
- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと  
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

### 4 その他

保育所等においても感染拡大防止のため、体調の確認を徹底しています。ご家庭でも、お子様やご自身の感染防止のためにも、新しい生活様式に沿った対応をお願いいたします。

## 「新しい生活様式」の実践例

### （1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### （2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### （3）日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る 対応のご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

11月に入り、新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、市内の保育・教育施設においても園児・職員の感染が確認されるケースも増えています。

本市では、保育・教育施設において、園児や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、臨時休園の対応を行っており、休園期間は平均約10日となっています。休園期間中は、感染拡大防止のため、原則として園児はご家庭での保育をお願いすることとなります。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における新しい生活様式の実践によるご協力をお願いいたします。

### 1 体調の確認

お子様が次の基準に該当する場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。

#### <園児が登園を避ける基準>

- 発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養し、登園しないことを徹底。(発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意。)
- 解熱後24時間を経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控える。
- 呼吸器症状等が感染性のものと医師が判断し、登園が可能とされた場合はその判断に従って対応。

### 2 送迎時の注意事項

保護者が送迎をされる際には、次の項目を徹底するようにしてください。

#### <送迎時の注意事項>

- 保護者自身の健康状態の確認、送迎時のマスクの着用。  
(特に職員や他の保護者との会話の際には、必ずマスクの着用を徹底すること。)
- 施設内に入る場合には、手指の消毒の徹底。
- 登降園時の敷地内での保護者同士の会話等を必要最低限にとどめる。
- 保護者が<園児が登園を避ける基準>に該当する場合は、送迎を行わないことを徹底。

### 3 衛生管理

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける
- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと  
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

### 4 その他

保育所等においても感染拡大防止のため、体調の確認を徹底しています。ご家庭でも、お子様やご自身の感染防止のためにも、新しい生活様式に沿った対応をお願いいたします。

## 「新しい生活様式」の実践例

### （1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### （2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### （3）日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成